

(議長)

休憩を閉じて、再開いたします。

(議長)

休憩中に懲罰特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので、報告いたします。

委員長に室井議員、副委員長に西海谷議員、以上でございます。

(議長)

追加日程第7、田畑豊利議員に対する懲罰の件を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。

「室井議員（懲罰特別委員長）」

はい。

(議長)

懲罰特別委員長。

「室井議員（懲罰特別委員長）」

それでは、本委員会は、令和6年3月6日に付託された動議の審査を終了したので、下記のとおり報告いたします。

- 1、付託動議。田畑豊利議員に対する懲罰動議。
- 2、審査結果。明日3月7日、木曜日、1日間の出席停止といたします。
- 3、まとめ。

本委員会では、田畑豊利議員が本日開会の第1回定例会、一般質問第1問目において、理事者からの反問権への答弁の際、町長が笑っていたとして、その事に腹を立て、自席を立ち、議長からの制止命令にも聞かず、町長に対し暴行を行うような勢いで追った（正：追った）行為については、議会の品位や名誉を傷つけるばかりではなく、議員としての資質に欠ける行為であり、職責、責任の重さを認識しているとは思えないものであります。

議場における暴行未遂や秩序維持に反し、議事を妨害する行為については、許されるものではなく、江差町議会議員に就任以来においても、問題のある発言による議場での謝罪や、全議員への屈辱（正：侮辱）発言による問責決議、正当な理由のない会議への欠席が多い事により議長からの厳重注意など、度重なる行動に対し、注意・勧告を行って参りましたが、反省の態度がまるで見られないと判断し、明日1日間の出席停止とすることで全会一致で決定したものであります。

以上。

(議長)

これから討論を行います。討論希望はありませんか。

(「なし」の声)

(議長)

これから、あっ、討論なしと認めます。

(議長)

これから、田畑豊利議員に対する懲罰の件を採択します。

この採択は、起立によって行います。

(議長)

本件に対する委員長の報告は、田畑豊利議員に明日3月7日の1日間の出席停止の懲罰を科すことです。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(議長)

起立、全員です。

したがって、田畑豊利議員に、明日3月7日の1日間の出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

(議長)

田畑豊利議員の入場を求めます。

(田畑議員、入場・着席)

(議長)

ただ今の議決に基づいて、これから田畑豊利議員に対し、懲罰の宣告を行います。田畑議員、起立をお願い致します。

(田畑議員、起立)

(議長)

田畑豊利議員に、明日3月7日の1日間の出席停止の懲罰を科します。以上です。

(議長)

追加日程第7、田畑豊利議員に対する懲罰の件を終了いたします。